

## 板橋区大規模建築物等の建設に係る認可保育所等の設置に関する協議要領

平成27年11月30日子ども家庭部長決定  
一部改正 令和3年 2月26日子ども家庭部長決定

### (目的)

第1条 この協議要領は、板橋区大規模建築物等指導要綱細則（平成11年4月1日。以下「細則」という。）第29条に規定する認可保育所等の設置に関する協議を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この協議要領で使用する用語は、板橋区大規模建築物等指導要綱（平成11年4月1日。以下「要綱」という。）及び細則で使用する用語の例による。

### (認可保育所)

第3条 要綱第23条に規定する認可保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けている施設及び東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月23日東京都板橋区条例第26号）に規定する小規模保育事業等をいう。

### (規模)

第4条 協議の対象となる大規模建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 床面積40平方メートル以上の住戸が50戸以上の集合住宅。
- (2) (1)以外で延べ床面積が2000平方メートル以上の建築物。

### (協議)

第5条 細則第29条の規定による協議は、建設事業者が板橋区大規模建築物等の建設に係る認可保育所等の設置に関する協議申請書（第1号様式。以下「協議申請書」という。）を板橋区長（以下「区長」という。）に提出することにより行う。

2 区長は、建設事業者から協議申請書の提出がない場合において、建設事業者に対して協議申請書の提出を求めることができる。

3 区長は、協議申請書の内容並びに協議に係る建築物の近隣の認可保育所及び保育需要の状況等を総合的に勘案し、認可保育所の設置が必要と判断するときは、建設事業者に対し、認可保育所の設置について協力を要請するものとする。

4 区長は、前3項の規定による協議の結果について、板橋区大規模建築物等の建設に係る認可保育所等の設置に関する協議結果確認書（第2号様式。以下「協議結果確認書」という。）を建設事業者に交付するものとする。

### (情報提供等)

第6条 区長は、前条の協議に際し、建設事業者に対して認可保育所に関する助成制度等の必要な情報の提供に努めなければならない。

2 協議結果確認書において認可保育所を設置することとなった場合は、区長は、建設事業者が認可保育所の運営事業者を決定するに当たり必要な支援を行うものとする。

(委任)

第7条 この協議要領に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。